

修学支援の基本的な手順【北方】

2021年4月1日修正

支援依頼

- (新入生)・入学手続書類にある「障害のある学生の修学支援等希望調査票」を提出
- (在籍生)・学生相談室に相談(TEL:093-964-4016 E-MAIL:soudan@kitakyu-u.ac.jp)

面談

- ・本人(必要に応じて保証人同席)と面談
- ※ 保証人は、保護者も可。
- ※ 面談は、学生サポート委員及び学生相談室の職員で行う。

書類提出

- ・障害のある学生の修学支援等依頼書
- ・主治医診断書・意見書(支援内容が記入されているもの)

修学支援

【支援内容の検討】

- ・面談内容及び提出書類を基に、学生への支援内容を検討・調整
- ※施設や制度に関することについては、整備可能な範囲について関係各課と協議・調整

【配慮審査委員会】

- ・修学上の配慮内容について、必要に応じて協議

【教授会等による審議】

- ・所属する学部・学群の教授会、研究科委員会等において配慮内容の決定

【学生サポート委員会】

- ・教授会等にて審議された支援内容を大学の決定として承認

【配慮内容の通知】

- ・学生相談室より、本人及び保証人に対し、決定した配慮内容について通知

【配慮の実施】

- ・決定した支援内容に基づき、教務部委員会、授業担当教員、事務局各課に文書で配慮内容を依頼

修学支援の基本的な手順【ひびきの】

2021年4月1日修正

支援依頼

- (新入生)・入学手続書類にある「障害のある学生の修学支援等希望調査票」を提出
- (在籍生)・学務課学生係に相談 (TEL:093-695-3350 E-MAIL:h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp)

面談

- ・本人(必要に応じて保証人同席)と面談
- ※ 保証人は、保護者も可。
- ※ 面談は、学科長及び学務課学生係の職員で行う。

書類提出

- ・障害のある学生の修学支援等依頼書
- ・主治医診断書・意見書(支援内容が記入されているもの)

修学支援

【支援内容の検討】

- ・面談内容及び提出書類を基に、学生への支援内容を検討・調整
- ※施設や制度に関することについては、整備可能な範囲について関係各課と協議・調整

【配慮審査委員会】

- ・修学上の配慮内容について、必要に応じて協議

【教務委員会】

- ・教務委員会において配慮内容の決定

【常任委員会・研究科運営委員会】

- ・教務委員会にて審議・決定された支援内容を報告

【配慮内容の通知】

- ・学務課学生係より、本人及び保証人に対し、決定した配慮内容について通知

【配慮の実施】

- ・決定した支援内容に基づき、授業担当教員、事務局各課に文書で配慮内容を依頼